

# 多可町税等 [ 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (収) (加) ]

町県民税 固定資産税 国民健康保険税  
介護保険料 後期高齢者医療保険料  
軽自動車税 学校給食費

金融機関  
保管用

承認番号: OSD00013

私(納付(税)義務者)は、町税等を下記の預金口座から口座振替(自動払込)により、納付したいので、口座名義人同意のもと、約定(ゆうちょ銀行を除く)を確約のうえ、依頼します。

平成 年 月 日

「黒太枠欄を記入・押印してください」

※この依頼書(申込書)は、多可町へ郵送する場合(持参も可)に限り、ご利用いただけます。  
※金融機関やゆうちょ銀行窓口では受付できません。

納付(税)義務者	(〒 - ) 電話 ( ) -	お届け印			
	住所 市 郡				
	フリガナ				
氏名					
口座名義人	(〒 - ) 電話 ( ) -	お届け印			
	住所 市 郡				
	フリガナ				
氏名					
金融機関 下記以外の	銀行(信用組合) 信用金庫 農業協同組合		支店		
	店舗番号	預金種別	口座番号		
		普通 当座 納税準備			
銀行 ゆうちょ	通帳記号 <small>6桁目がある場合は※欄にご記入ください。</small>	通帳番号(右ゾメで記入)	種目	払込先口座番号	払込先加入者名
	1 0 ※		166	01100-3-960193	多可町会計管理者

多可町受付印

不備返却事由

1. 預金取引なし
2. 記載事項相違  
・店名  
・預金種目  
・口座番号  
・口座名義
3. 印鑑相違
4. その他

印鑑照合欄  
(ゆうちょ銀行を除く)

不備返却先

〒679-1192  
兵庫県多可郡多可町中区中村町123  
多可町会計管理者

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

種別	取扱希望種目	希望種目 O印を記入 ↓	通知書番号等	納付方法 (どちらかにO印を)	振替(払込) 開始月	振替 (払込)日	所管課
35	町 県 民 税 (普通徴収)	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 一括 <input type="radio"/> 各期	年 月から	多(金融機関非営業日)の場合指定する日	税務課
35	固 定 資 産 税	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 一括 <input type="radio"/> 各期	年 月から		
35	国民健康保険税(普通徴収)	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 一括 <input type="radio"/> 各期	年 月から		
30	介護保険料(普通徴収)	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 一括 <input type="radio"/> 各期	年 月から		
28	後期高齢者医療保険料(普通徴収)	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 一括 <input type="radio"/> 各期	年 月から		
35	軽自動車税	<input type="radio"/>		複数台お持ちの場合は すべて引落としとなります	年 月から		
30	学 校 給 食 費	<input type="radio"/>	学校名	学年	生徒児童名	年 月から	教育総務課

《約定(ゆうちょ銀行を除く)》

- 1 貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、現金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同戻戻請求書の提出又は小切手の振り出しはしません。なお、引落済の通知は、年1回で構いません。
- 2 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。
- 3 この契約を解除する時は、私から貴店に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり多可町から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。
- 4 多可町の都合により通知書番号等が変更された場合でも、変更後の番号で引き続き取り扱ってください。
- 5 金融機関の合併、営業譲渡等により、預金口座が他の金融機関又は他の支店等に引き継がれた場合は、引き継がれた預金口座を多可町が調査し、引き続き引き落としとして差し支えありません。
- 6 この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴店の責による場合を除き、貴店には迷惑をかけません。

「役場処理欄」

税務課	個人コード	
	入 力	
	チェク	
依 頼		

教育総務課	個人コード	
	入 力	
	チェク	
依 頼		